

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 28 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 22 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 28 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 20 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

昭和41年ごろ、店に来た二人のA市の職員に、私の申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付するよう夫が勧められ、同市の職員の指示どおり、申立期間の保険料を夫がさかのぼって納付した。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月以降60歳に到達するまでの長期にわたる国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、12か月と短期間である。

また、申立人は平成3年6月から60歳に到達するまでは、定額保険料のほかに付加保険料も納付しており、申立人の申立期間の保険料を納付したとする夫も、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年度以降60歳に到達するまで保険料の未納は無いなど、申立人及びその夫は年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によれば、B市からA市への国民年金の住所変更手続が昭和41年7月に行われていることが確認できるほか、申立人の申立期間の保険料を納付したとする夫は、申立人の昭和41年度の保険料をまとめて納付した時期とほぼ同時期に申立人の申立期間の保険料をさかのぼって納付したとしているところ、申立人の同年度の保険料については、42年4月にまとめて納付されていることが確認できることから、夫の主張に不自然さはみられない。

加えて、申立人の昭和41年度の保険料がまとめて納付されている昭和42年4月の時点において、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であり、夫が申立期間の保険料を過年度納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年3月まで

結婚後、義母に勧められたのを契機に、社会保険事務所（当時）に行き、結婚日までさかのぼって国民年金に加入できるか尋ねたところ、「できる。」と言われたので、結婚日を資格取得日として加入した。申立期間以外の未納については、国民年金手帳に自筆のメモ書きがあったので未納と承知しているが、申立期間については、未納であるとの自筆のメモ書きも無く、自営の仕事も順調であった。

申立期間の保険料は、社会保険事務所でまとめて納付していると思うので、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年1月に払い出されたものであり、これ以外に別の記号番号が申立人に払い出された形跡も見当たらないこと、及び国民年金手帳が同年2月に発行されていることなどから、この記号番号により申立人は同年2月ごろに初めて国民年金加入手続を行ったものとみられ、この時点では、申立期間のうち、44年1月から同年3月までの国民年金保険料については時効前であったことから過年度納付することが可能であった。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和44年度の保険料について昭和46年2月に過年度納付したことが確認できることから、この時点において上述の44年1月から同年3月までの保険料については、併せて納付していたとしても不自然ではない。

しかしながら、上記の申立人が昭和46年2月に行ったとみられる国民年金加入手続の時点では、申立期間のうち、41年4月から43年12月までの保険

料は、既に時効のため、特例納付によるほかは、納付できないが、申立人は、申立期間について、まとめて納付したとする保険料の金額等に係る記憶は明確ではない上、特例納付を利用して当該期間の保険料の納付を行ったことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに同期間の保険料の納付があったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私は、申立期間当時、国民年金に任意加入していたが、将来のことを考え、付加保険料を納付することを決めて申出を行った。1年間納付を続け、翌年度からは定額保険料のみの納付に変更したので、申立期間について国民年金付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む国民年金加入期間において、定額保険料の未納は無く、かつ、申立期間は12か月と短期間であるほか、申立期間当時及び60歳以降において国民年金に任意加入しているなど、年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人が所持している国民年金手帳によると、申立人は昭和46年4月に所得比例保険料を納付する者となる申出を行ったこととされており、同手帳の昭和46年度の国民年金印紙検認記録欄においても同様の記載が見られることから、申立人が任意で同申出を行いながら、申立期間の付加保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を行っていた際に、自身が記載していたメモ書きを所持しており、これには、申立人の主張のとおり、申立期間については定額保険料と付加保険料との合計額が記載されているとともに、申立期間以外の年度については定額保険料のみの金額が記載されていることが確認でき、これらの保険料額は当時の保険料額ともすべて一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで

国民年金の加入手続のことは覚えていないが、20歳に到達したころ、自宅に国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、A銀行で国民年金保険料を納付した。就職に伴う転居のための手続をB市C区役所で行った際に、今まで納付した国民年金保険料の納付状況を確認し、国民年金印紙検認通知書ももらった。その通知書には平成4年1月から8年3月までの期間が納付したこととされていたが、ねんきん特別便では未納とされていた。申立期間の保険料は納付済みであると、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、かつ、申立期間を除く国民年金加入期間において、保険料の未納は無い。

また、B市では、被保険者からの申出により、国民年金被保険者収滞納一覧表を確認の上、検認した事実があることを証明する国民年金印紙検認通知書を発行しており、申立人が所持する同市C区役所が発行した同通知書の納付状況欄に「平成4年1月～平成8年3月」及び備考欄に「納付額¥543,000-」と記載されていることから、申立期間の保険料は納付されていたものとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私が学生だった昭和50年1月ごろ、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。父親から私の国民年金加入期間はすべて未納は無く保険料を納付していたということを聞いている。申立期間について納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、かつ、申立期間を除く国民年金加入期間において未納は無い。

また、申立人の国民年金加入手続き及び申立期間を含む国民年金加入期間の国民年金保険料を納付していたとする父親は、国民年金制度発足時から平成2年6月までの29余年にわたり、保険料の未納が無いことから、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出控によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は資格取得日を昭和50年*月*日として同年2月7日に払い出されていることから、申立人の加入手続きはこのころに行われたものとみられ、この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の保険料は現年度納付が可能である。このため、前述のとおり、納付意識の高かった父親が、申立人の加入手続きを行ったにもかかわらず、申立期間の保険料を未納とするとは考え難く、父親が当該期間の保険料を納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 57 年 3 月まで

年金の加入期間が、厚生年金保険と国民年金を通算して 25 年に満たないと年金がもらえないと友達から聞いたので、私が A 市役所に夫の国民年金について電話で確認をした。市役所の人から国民年金保険料をさかのぼって納付できると言われたので、私が同市役所で夫の国民年金加入手続を行い、保険料をまとめて納付した。私が、同市役所へ問い合わせた時に係の人から聞いた金額などを記載したメモを保管している。私が夫の分をメモのとおりにな付したはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする妻は、国民年金制度発足当初から 60 歳到達の前月の平成 7 年 * 月までの国民年金加入期間において未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、妻が A 市役所に申立人の国民年金に係る問い合わせをした際に納付できる保険料額を記載したとするメモ書きを見ると、申立期間を含む昭和 55 年 7 月から 57 年 7 月までの保険料額が記載されており、この記載された保険料額は、当時の保険料額と一致している。

さらに、妻は、昭和 57 年ごろ、A 市役所で申立人の年金受給権確保のため、申立人の加入手続を行うとともに、さかのぼって納付可能な期間の保険料を納付したとしているところ、オンライン記録及び国民年金受付処理簿から、申立

人の加入手続は同年 8 月ごろに行われ、その際、さかのぼって資格取得日を 46 年 4 月 1 日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付が可能である上、この時点で申立人の納付月数は厚生年金保険被保険者期間の 204 月とされていたことから、受給権確保（納付月数等が 300 月必要）を図るために、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする妻の主張に不自然な点は見受けられない。このため、妻が申立人の年金受給権確保を図るため、申立人の加入手続を行ったこと等を踏まえると、妻が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成19年6月16日、資格喪失日に係る記録を同年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月16日から同年7月16日まで

私は、平成19年6月16日に、A社に派遣社員として入社した。その際、以前から娘の扶養となっていたことを忘れて、同社で健康保険や厚生年金保険の資格を取得し、同年7月25日に支給された6月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたことに気付いた。会社に手続を頼んだので、翌月からは保険料は控除されていない。わずか1か月分だけだが控除された分は厚生年金保険に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細票、同社から提出された賃金台帳及び在籍証明書、並びに雇用保険の記録により、申立人が平成19年6月16日から21年5月15日までの期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細票及び賃金台帳で確認できる保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年1月1日から同年2月26日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年2月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月1日から同年3月ごろまで

私は、昭和27年4月にA社に入社してから33年3月ごろに同社を退職するまで継続勤務していた。退職する前日に事業主の親族の通夜があり、その席で退職の挨拶を行ったことを記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、昭和33年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされているが、同年1月にA社に入社している同僚は、「私がA社に入社した時には、申立人は同社で勤務しており、私と同じ会社の寮に住んでいた。」と証言している。

また、申立人が記憶していた当時の事業主の親族の通夜について、A社の現在の事業主が、「その通夜は、私の高祖父のものである。高祖父は、昭和33年*月*日に亡くなった。」と証言していることから、申立人は、少なくとも通夜の翌日の同年*月*日まで同社に継続して勤務していたものと推認できる。

さらに、申立人及び複数の同僚が証言した申立期間当時のA社の従業員数(40人程度)と、健康保険厚生年金保険被保険者名簿上の厚生年金保険被保険者数(36人)がほぼ一致することから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していた状況がうかがわれる。

加えて、申立期間当時の複数の同僚は、いずれも自分の退職時期が厚生年金

保険被保険者資格の喪失時期と同じである旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和33年1月1日から同年2月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年12月の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりに被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和32年3月1日から33年3月1日まで
② 昭和33年3月1日から34年3月6日まで
③ 昭和34年3月9日から39年2月21日まで

申立期間①について、A社には年金記録よりも1年ほど前に入社し勤務していたが、その間の年金記録が無い。

申立期間②及び③について、年金記録では脱退手当金を受給したとなっているが、受給はしていない。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、当該期間の脱退手当金は、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年後の昭和41年2月17日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和39年7月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

申立期間①について、A社において申立期間中に厚生年金保険の被保険者資

格を取得している複数の同僚に照会したが、申立人の入社日を特定できる証言を得ることはできず、申立人が名前を記憶していた同僚とは連絡が取れないことから、申立人の申立期間の勤務実態が確認できない。

また、A社は、「申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立期間当時の年金加入のことについては不明である。」と回答している。

さらに、A社が保管する申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えからは、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の保険料控除に係る記憶は曖昧^{あいまい}である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年10月14日に、資格喪失日に係る記録を48年4月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月14日から48年4月12日まで

私は、大学卒業後、A社に入社し、昭和34年4月15日から平成9年3月31日まで勤務したが、途中で退職した覚えも無く、申立期間のみ厚生年金保険の加入記録が抜けているのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社が平成8年に申立人に通知した申立人に係る厚生年金被保険者期間履歴表から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和47年10月14日に同社C支店から同社B支店に異動、48年4月12日に同社B支店から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店における昭和47年9月及び同社本社における48年4月のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年10月から48年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間④のうち、平成元年6月1日から2年1月1日までの期間については、申立人の標準報酬月額を16万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月20日から55年12月31日まで
② 昭和55年12月31日から57年4月1日まで
③ 昭和62年6月1日から平成元年6月1日まで
④ 平成元年6月1日から8年10月20日まで

A社及びB社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が実際に勤務していた期間と異なっている上、標準報酬月額についても実際の給与額と異なっているため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、オンライン記録において、B社に係る申立人の標準報酬月額は、平成元年6月から3年9月までは15万円、同年10月から5年9月までは16万円、同年10月から8年9月までは14万2,000円となっている。

しかしながら、当該期間のうち、平成元年6月から同年9月までの期間については、申立人から提出された給料支給明細により、申立人は、28万円から32万円の報酬月額が支給され、16万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間のうち、平成元年10月から同年12月までの期間については、当該期間の給料支給明細は提出されていないものの、その後の平成2年1月及び同年2月の給料支給明細において、同年1月に改定された料率により、16万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることを踏まえると、申立人は、元年10月から同年12月までの期間においても直前月と同額の16万円

の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成元年6月から同年12月までの標準報酬月額については、給料支給明細において確認できる保険料控除額等から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支給明細において確認できる上記期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間④のうち、平成2年1月以降の期間については、給料支給明細が提出された期間は、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録における標準報酬月額を超えないことが確認できる。

また、給料支給明細が提出されていない期間については、申立人が勤務していたB社は、人事記録、賃金台帳等当時の資料を保有しておらず、同僚からも当時の保険料控除に係る証言が得られないほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間④のうち、平成2年1月以降の期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間①については、オンライン記録により、申立人の当該期間の標準報酬月額は20万円であることが確認できるところ、申立人は、当時は30万円以上の給料をもらっていたので、標準報酬月額は30万円であると主張している。

しかしながら、A社は、当該期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有しておらず、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、連絡が取れた申立人と同職種の同僚の標準報酬月額の記録は19万円

から 22 万円となっており、当該同僚の一人は、「当時の給与は、ほぼ記録どおりの額であった。」と証言している上、申立人の標準報酬月額、ほかの被保険者の標準報酬月額とおおむね同額となっている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、さかのぼって標準報酬月額が訂正された形跡も見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、申立人が勤務していたA社は、人事記録、賃金台帳等当時の資料を保有しておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、申立人は、当時の同僚の名前を覚えておらず、当該期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚に照会したものの、申立人のことを覚えている同僚は見当たらず、申立人の勤務実態に関する証言は得られない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間③については、申立人から提出された給料支給明細により、当該期間のうち、昭和63年11月から平成元年5月までの期間については、申立人は、B社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、昭和63年11月、平成元年2月、同年3月及び同年5月の給料支給明細により、申立人は、当該月の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、昭和63年10月以前の期間については、申立人が勤務していたB社は、人事記録、賃金台帳等当時の資料を保有しておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

さらに、B社における申立人の雇用保険の記録は、取得日が平成元年6月1日とされており、厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社D支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月1日から同年4月1日まで
② 昭和42年8月1日から同年10月1日まで

私は、昭和39年5月22日にA社に入社し、42年4月1日に関連企業であるC社に異動となり、その後、同年10月1日に再度A社に異動した。

しかし、A社及びC社に継続勤務していたにもかかわらず、申立期間における被保険者記録が欠けているので、申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C社から提出された在籍証明書及び同僚の証言から判断すると、申立人は、A社及び関連企業のC社に継続して勤務し（昭和42年4月1日にA社B支店からC社D支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和42年1月のオンライン

記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、C社から提出された在籍証明書及び同僚の証言から判断すると、申立人は、A社及び関連企業のC社に継続して勤務し（昭和42年10月1日に同社D支店からA社B支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和42年7月のオンライン記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年4月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 4 月 1 日まで

夫は、A社に勤務していた時、健康保険に加入していたので、厚生年金保険にも加入していたと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険適用事業所名簿により、A社は、昭和17年1月2日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同年1月2日に被保険者資格を取得し、20年4月1日に資格を喪失している旨の被保険者記録が確認できる（ただし、労働者年金保険法の制定は17年1月1日であるが、保険料の徴収は同年6月からとされた。）。

また、厚生年金保険被保険者台帳においても、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録（昭和17年1月1日資格取得、20年4月1日資格喪失）が確認できる。

さらに、申立期間当時のA社の厚生年金保険被保険者2人（申立人及び同僚）について、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の「労働者年金保険の記号番号」が空欄となっており、当時は、労働者

年金保険法の制定直後、かつ、戦時中でもあったことから、理由は不明であるが、記号番号の払出しが欠落したものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得し、20年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿から確認できる標準報酬等級の記載から、70円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和40年6月14日、資格喪失日は41年3月21日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から44年8月29日まで

私は、昭和40年4月に入社し、A社本店に住み込みで勤務した。42年ごろからは、自宅から同社B支店に勤務した。経理担当のC氏から保険料は会社が半分負担していて、厚生年金証書は大切なものと聞いていたので、被保険者記録が無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「A社に昭和40年4月に入社し、途中、家の手伝いのため少し休んでいた時期はあるかもしれないが、47年3月まで同社に継続して勤務していた。」と主張しているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票では、44年8月29日に被保険者資格を取得し、47年3月22日に資格を喪失したものとされている。

しかし、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、欠番が複数確認できるところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）によると、申立人は、同社において、昭和40年6月14日に厚生年金保険の被保険者資格を取得（同年7月29日記号番号払出）していることが確認でき、当該資格取得日は、雇用保険の資格取得日と一致している。

また、記号番号が払い出された後、資格の取得が取り消される場合においては、払出簿の当該番号及び氏名上に「資格取得取消」のスタンプが押される処理がなされることとされているが、申立人の記号番号払出の記録につい

ては、同様の処理は確認できない。

さらに、申立人と同様に、記号番号が払い出され、資格取得取消の処理がなされていないにもかかわらず、当該払出に係るA社の被保険者記録が無い者が、申立人以外にも一人確認できることから、同社に係る社会保険事務所（当時）の記録管理が不適切であった状況が見られる。

なお、申立人の申立期間に係るA社における資格喪失日については、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の被保険者記録が確認できないものの、雇用保険の記録によると、申立人の同社における離職日は、昭和41年3月20日であると確認できることから、当該離職日の翌日の同年3月21日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係るA社における資格取得日は昭和40年6月14日、資格喪失日は41年3月21日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和40年4月から同年6月13日までの期間については、同僚からも、申立人が当該期間にA社に勤務していたとする証言は得られない。

また、申立期間のうち、昭和41年3月21日から44年8月28日までの期間については、当該期間の一部について、申立人がA社に勤務していた旨証言する同僚が複数いることから、申立人が当該期間の一部において同社で勤務していたことはうかがえるものの、正確な勤務期間を特定できる証言は得られない。

さらに、A社は、当時の資料は無く、申立人の勤務実態等は不明としている上、申立人には、当該期間における雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果 20 万円とされているところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、平成 18 年 10 月及び同年 11 月は標準報酬月額 19 万円、同年 12 月から 19 年 4 月までの期間は標準報酬月額 20 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 18 年 10 月及び同年 11 月は 19 万円、同年 12 月から 19 年 4 月までの期間は 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 10 月から 19 年 4 月まで

在職中から事業主に標準報酬月額の訂正を申し出ていたが、結局訂正してもらえなかった。離職の半年後に訂正されたが、厚生年金保険法 75 条該当により、一部期間について保険給付が行われないと聞いた。申立期間についても年金額に反映するようしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 6 月 8 日に 17 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17 万円）となっている。

しかしながら、申立人から提出された給与支給明細額により、平成18年10月及び同年11月は標準報酬月額19万円、同年12月から19年4月までの期間は標準報酬月額20万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして届出を行っていることから、事業主は給与支給明細額の保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に見合う保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成14年10月は44万円、同年11月から15年1月までは41万円、同年2月及び同年3月は44万円、同年4月は41万円、同年6月は38万円、同年7月は41万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から15年8月まで
ねんきん定期便に記載されている納付額と給与支給明細書に記載されている保険料控除が一致していない。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた給与支給明細書及びA社提出の支給控除項目一覧表（以下「給与支給明細書等」という。）により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成14年10月から15年4月までの期間、同年6月及び同年7月の標準報酬月額については、給与支給明細書等の保険料控除額又は報酬月額から、14年10月は44万円、同年11月から15年1月までは41万円、同年2月及び同年3月は44万円、同年4月は41万円、同年6月は38万円、同年7月は41万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していないとしていることから、事業主は給与支給明細書等の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年5月及び同年8月については、給与支給明細書等によると、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から同年6月1日まで

A社での厚生年金保険の加入期間は平成5年6月1日からとなっているが、同社では同年5月1日から勤務しており、5月分給与から厚生年金保険料が控除されている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人から提出された給料明細により、申立人は申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細の保険料控除額及び平成5年6月のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、厚生年金保険の被保険者記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同じ平成5年6月1日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 6 月 30 日
② 平成 19 年 6 月 29 日

申立期間における賞与を受け取っており、保険料も控除されているのに、被保険者記録が無いのはおかしいので、厚生年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の出向先の賞与明細書から、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の手續を誤り、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年5月から同年7月までは600円、同年8月及び同年9月は2,100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月6日から同年10月1日まで

私は、昭和22年4月にA社C支店に入社し、その後、同社B支店に異動となったが、同社C支店と同社B支店の間の申立期間の被保険者記録が欠落している。

申立期間もA社に継続して勤務していたことは確かであり、申立期間の被保険者記録が無いのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C支店の同僚数人とともに同社B支店に異動したと主張しているところ、申立人が記憶している同僚も、申立人と一緒に複数名が同社C支店から同社B支店に異動したと証言している。

また、申立人及び当該同僚が記憶している一緒に異動した複数の同僚は、いずれも死亡しているか、A社における被保険者記録が基礎年金番号に統合されておらず、連絡先が不明であるが、オンライン記録によると、申立人及び当該同僚と同様に、昭和23年5月に同社C支店の被保険者資格を喪失し、同年10月1日に同社B支店で被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、厚生年金保険事業所台帳によると、A社B支店は、昭和23年10月1日に厚生年金保険の適用事業所とされており、申立期間は適用事業所であったこ

とが確認できないが、同社C支店及び同社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同支店の新規適用時の資格取得者は88人である上、上述のとおり、このうち、申立人及び上述の同僚を含め、少なくとも6人が同社C支店から同社B支店と一緒に異動したことが確認できることから、同社同支店は、申立期間において、当時の厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、A社C支店から同社B支店への異動に係る申立人及び同僚の証言が一致しており、正確な異動日は明らかでないものの、昭和23年5月6日の時点では既に同社B支店に勤務していたことが推認できることから、申立人の同社同支店における資格取得日を同年5月6日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和23年10月の記録から、同年5月から同年7月までは600円、同年8月及び同年9月は2,100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、申立期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年12月1日から24年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を23年12月1日に、資格喪失日に係る記録を24年5月1日に訂正するとともに、当該期間の標準報酬月額を5,700円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年から24年10月1日まで

私は、昭和22年ごろにA社に入社し、同社が解散した24年10月まで勤務した。

年金記録を確認したところ、当時A社に勤めていた妻には、昭和23年12月1日から24年5月1日まで厚生年金保険被保険者記録があるのに、私には、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

私もA社に勤務し、給与から保険料が控除されていたのは確かなので、証明できるものは無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和23年12月1日から24年10月1日までの期間については、A社において23年12月1日から24年10月1日まで厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「自分は22年春ごろに入社し、申立人はその半年後には勤務していたと思うので、22年中から勤務していたのは間違いない。また、退職時期については、A社が解散する前に辞めた者はおらず、申立人も自分よりは先に退職したが、解散まではいた。ただし、解散の時期ははっきりと覚えていない。自分は残務整理のため、解散後半年ぐらい残った。」と証言していることから、申立人は、同社に少なくとも23年12月1日以前から同社が解散する

までの期間において勤務していたものと推認できる。

また、A社は、23年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、上述の同僚を含めて、申立人が記憶している同僚5人は、いずれも同社が適用事業所となった日に、被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該5人の同僚のうち、1人は、「A社は、理事長と専務以外の従業員は、すべて同社の正社員だった。申立人は、同社で経理事務を担当し、係長だった。当然、申立人も正社員で保険料は控除されていたと思う。」と証言している。

なお、申立人のA社における退職時期及び同社の解散時期については、これを確認できる資料は無いが、上述の昭和24年10月1日に資格喪失している同僚が、「申立人は自分より先に退職した。」と証言している上、当時の5人の被保険者のうち、3人が同年5月1日に資格喪失しており、それ以前に資格喪失している者は確認できず、当該事情が当該同僚の証言内容とも合致していることから、同社の解散時期は、同年5月1日ごろであったものと考えられ、申立人は、少なくとも同年5月1日まで同社に勤務していたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和23年12月1日から24年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社において申立人と同役職であった2人の同僚の記録から、5,700円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられず、また、事業主から申立人の申立てどおりに被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和22年1月から23年12月1日までの期間については、上述のとおり、A社は、23年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日以前の期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、申立期間のうち、昭和24年5月1日から同年10月1日までの期間については、申立人は、A社が解散した同年10月まで勤務していたと主張しているが、上述の同年10月1日に資格喪失している同僚が、「自分は残務整理のため

解散から半年ほど残った。」としていることから、同社の解散時期は、同年5月*日ごろであったものと考えられるほか、申立人の当該期間における勤務実態をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該5人の同僚のうち、上述の同僚以外の4人は、連絡先が不明、又は、死亡しているため、当時の事情を確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和22年1月から23年12月1日までの期間及び24年5月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3620

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年2月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月4日から49年2月5日まで

私は、昭和42年4月にA社に入社し、現在まで継続して勤務している。この間の48年8月16日から、子会社であるB社に出向していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間は、同社の設立準備をしていたが、A社に在籍のままであり、給与も同社から支給され、保険料も控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る在職証明書、及び同社が申立人に交付した出向辞令書の写しにより、申立人は、同社及び子会社のB社に継続して勤務し（昭和49年2月5日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和48年10月の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が届出の誤りを認めていることから、事業主が昭和48年11月4日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額(48万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を48万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月26日から同年7月1日まで
② 平成18年6月30日

私は昭和52年4月1日から平成18年6月30日までA社に勤務していたが、「ねんきん定期便」を確認したところ、資格喪失日が同年6月26日になっており、1か月分が空白となっていることが分かった。

また、平成18年6月分の賞与の記録も見当たらない。

雇用保険の受給資格者証でも月末までの勤務が確認できる上、6月分の給料明細書、賞与明細書でも保険料の控除が確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、給料明細書、人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が、A社に平成18年6月30日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成18年6月の給料明細書における厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は、申立人の厚生年金保険の資格喪失日を平成18年7月1日と届け出るべきところを、誤って同年6月26日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が保管している平成18年6月分の賞与明細書の写しにより、当該期間に係る賞与の支払があったことが確認できるとともに、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（48万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当初、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出したものの、申立人に係る資格喪失日を平成18年6月26日と誤って届け出たことから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年11月1日に、同社C支店における資格喪失日に係る記録を41年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を31年11月及び同年12月は1万円、41年1月は4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

一方、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月1日から32年1月4日まで
② 昭和41年1月31日から同年2月1日まで

昭和27年6月9日に入社以来、平成元年*月*日に死亡により退職するまで、A社に勤務していた。厚生年金保険被保険者記録の無いことが判明した期間も、継続して勤務しており、給与から保険料が控除されていた記憶がある。同社が在職期間を証明した人事カードもある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の人事記録及び健康保険組合の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和31年11月1日に同社D支店から同社B支店に異動、41年1月19日に同社C支店から同社E支店に異動。)、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②について、人事記録上の異動発令日は、昭和41年1月19

日であったことが確認できるが、A社の人事担当者の証言により、同社C支店では、前月分の異動者に係る被保険者資格の得喪手続を、月初日にまとめて行っていたと認められることから、同社C支店の資格喪失日を同年2月1日に訂正することが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票の昭和32年1月及び40年12月の記録から、31年11月及び同年12月は1万円、41年1月は4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、申立期間①については、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、事業主が資格喪失日を昭和42年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間②について、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年5月から同年9月15日まで
② 平成5年9月から同年12月まで

私は、A社に平成5年4月7日から8年4月15日まで継続して勤務したが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。平成5年分の給与所得の源泉徴収票を所持しているため、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②については、源泉徴収票の給与額に比べて標準報酬月額が低いので調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された平成5年分のA社の源泉徴収票により、申立人が平成5年5月1日から同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人から提出された平成5年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額から判断して、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案3624

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社で事務を担当していた。結婚が決まったので、昭和43年5月末日をもって退職することとなり、同年5月31日に管轄の社会保険事務所(当時)に出向き、資格喪失手続を行った。社会保険料についても、最後の給与から控除したはずである。申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が昭和43年5月31日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社における当時の事務担当者は申立人であるが、「月末退職した者の取扱いについて、事業主から聞いた退職日の翌日を喪失日として、社会保険事務所に届出をしており、退職月に係る厚生年金保険料も同月の給与から控除していた。」と証言している。

さらに、当該事業所の被保険者のうち、申立人の前後30人の資格喪失日を確認したが、月末が喪失日とされている者はほとんどいないことが確認できることから、同社においては月末に退職した者については、翌月1日を資格喪失日とする取扱いがされていたとする申立人の証言とも一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和43年4月の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に他界しており確認できないが、事業主が資格喪失日を昭和43年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和56年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月16日から同年8月16日まで

私は昭和45年にA社に入社し、56年7月16日に同社C支店から同社D支店に転勤した。

しかし、私の厚生年金保険の被保険者記録は、昭和56年7月16日から1か月間が空白となっており、同年8月16日にA社B支店で資格取得している。

私は、A社を一度も辞めたことはなく、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の後継会社であるE社から提出された人事記録及びA社D支店の同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和56年7月16日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社D支店は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないものの、同社同支店に勤務していた申立人及び同僚の厚生年金保険被保険者記録から判断して、同社では、同支店に勤務する社員について、当時、厚生年金保険の適用事業所であった同社B支店において被保険者資格を取得させていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者

原票の昭和 56 年 8 月の記録から、20 万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年 7 月 10 日

申立期間の賞与について、当初、A社が誤って社会保険事務所（当時）に33万4,000円と届出をした。その後、同社から150万円とする訂正届が出されたが、現時点では年金額の計算対象となっていないので、申立期間を標準賞与額150万円に基づく年金額の計算対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成18年 7 月 10 日分の賞与明細によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 12 月 1 日から 20 年 8 月 16 日まで
② 昭和 21 年 3 月 1 日から 23 年 10 月 20 日まで

私は、A社B支店に、創業時から閉鎖するまで勤務していた。一緒に勤務していた人たちは、昭和 60 年代初めに、C市の社会保険事務所（当時）に出向いて脱退手当金をもらったとのことであるが、私には、受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和29年4月以前は、被保険者期間が6か月以上20年未満の女子が婚姻、分娩のために資格喪失した場合に脱退手当金を支給することとされていたが、脱退手当金を受給したとされる23年11月時点では、申立人は婚姻も分娩もしていないことが戸籍により確認できるため、脱退手当金の支給要件を満たしていない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と申立期間②の間に勤務したA社D支店における被保険者期間についてはその基礎とされておらず、未請求となっている上、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、脱退手当金の支給額の算定の基礎となった申立期間①及び②並びにその後勤務した別の会社の期間を通じて、同一の番号となっており、脱退手当金の支給を受けていないものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から45年3月まで

私は昭和34年から45年ごろまでA町の店に住み込みで働いており、国民年金だけでなく、国民健康保険料、税金等もすべて給料からの天引きで納付してもらっていたので、自分で納付したことは無い。

当時、納付の証明書を見せてもらった記憶もあり、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらについては、当時、申立人が住み込みで勤務していた勤め先の店主が行ったとしているところ、その店主と連絡が取れず、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況について確認することはできない。

また、A町は、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していれば保管されているべき申立人に係る記録は無いとしている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年6月にB市で払い出されており、これ以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続は行われたものとみられる。このことから、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であったことになり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立期間の保険料が納付されたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年10月まで

私がか会社を退職した後に国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は私の妻の母親に都合してもらい、私の妻が納付していたことを鮮明に覚えている。私の妻は、40年間1回も未納は無く保険料を納付しており、私の保険料も一緒に納付していたのに、私の申立期間が未納とされているのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続について、会社退職後すぐに行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年9月に払い出されており、これ以外に別の記号番号が申立人に払い出された形跡も見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）にも、昭和55年1月まで「納付不要」と記載されているほか、申立期間中、申立人が国民年金に加入していたならば、妻の国民年金の種別は、強制加入となるが、その妻の年金手帳を見ると、任意加入のままとなっていることなどから、退職時に、申立人が主張するような厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行ったとはうかがえない。

さらに、申立人が唯一所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和55年2月とされていることから、申立期間は未加入期間とされていたことになり、保険料の納付を行い得たとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたとする妻は、申立期間の保険料の

納付時期及び保険料額に係る記憶は曖昧^{あいまい}である上、申立人及びその妻が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から同年9月まで

私の母親が私の国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を納付してくれていたはずであるので、保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡しているため、加入手続時の状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和61年1月であることから、このころに申立人の国民年金加入手続は行われたものとみられるが、この時点では、申立期間の保険料は既に時効のため、納付することができなかった。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年9月まで

申立期間については、国民年金保険料の納付も大変になり、A市役所から「申請免除」の制度があるとの話を聞いたので、昭和56年1月の保険料から、申請免除となるように妻の分と一緒に女性集金人に免除申請手続を依頼した。当時、同市では、一度免除申請が認められたら次年度は免除申請をしなくてもよいというハガキが来ていたことを記憶しているので、申立期間について、免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年1月の保険料から申請免除となるように妻の分と一緒に集金人（国民年金推進員）に免除申請手続を依頼したとしているところ、申立人は、免除申請手続を依頼した時期及び免除承認通知書の受領について記憶は無いとしている上、A市における集金人（国民年金推進員）による保険料徴収制度は54年3月で終了しているため、申立人の主張と相違しており、申立人の申立期間に係る免除申請手続等に関する記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金情報検索システムを見ると、いずれも申立期間は未納とされており、申立人の納付記録に齟齬は無く、妻の納付記録も申立人と同様に申立期間は未納とされている上、申立人夫婦共に同台帳の昭和55年度の備考欄に「納付書送付」のゴム印が押されていることから、申立期間のうち昭和56年1月から同年3月までの未納期間について過年度納付書が送付されていたことがうかがわれ、当該期間について申請免除されていなかったものとみられる。

さらに、申立人は、昭和56年1月の保険料から申請免除となるように妻の

分と一緒に免除申請を行い、一度免除申請が認められたら次年度は免除申請手続を行わなくてもよいとのハガキが来たとしているところ、申立期間当時、申立人が主張するとおり、A市では、一度免除申請し、申請免除が承認された者は、3年間を限度として年度を超える保険料の免除申請を認める取扱いはされていたものの、前述のとおり、申立期間のうち同年1月から同年3月までの期間は申請免除とされていなかったものとみられること、及び申立人の国民年金被保険者台帳及び同市の国民年金情報検索システムのいずれも同年10月から57年3月まで申請免除とされていることから、56年4月から翌年3月までの1年間を申請免除期間として承認する取扱いがされていたとは考え難い。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間について、保険料を免除されていたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和56年1月から同年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月から41年3月まで
② 昭和56年1月から同年9月まで

申立期間①については、母親から、私が20歳になった時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと聞いた記憶があるので、申立期間①の保険料を納付していたことを認めてほしい。

また、申立期間②については、保険料の納付も大変になり、A市役所から「申請免除」の制度があるとの話を聞いたので、昭和56年1月の保険料から、申請免除となるように夫が私の分と一緒に女性集金人に免除申請手続を依頼した。当時、同市では、一度免除申請が認められたら次年度は免除申請をしなくてもよいというハガキが来ていたことを記憶しているので、申立期間②について、免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡していることから、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年1月12日に妹と連番で払い出されており、これ以前に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、この加入手続の際にさかのぼって資格取得日を41年8月31日(厚生年金保険被保険者期間が判明したため、平成15年4月4日に資格取得日を昭和41年10月11日に変更。)とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」とも一致している上、オンライン記録において、申立人は、同年4月から同年9月まで厚生年金保険被保険者期間であったことが判明したことから、平成15年4月14日に納付済みとされていた昭和41年8月及び同年9月

の保険料 200 円が還付決定されていることとも符合する。このため、申立期間①当時、申立人は国民年金に未加入であったこととなり、当該期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和 56 年 1 月の保険料から申請免除となるように夫が申立人の分と一緒に集金人（国民年金推進員）に免除申請手続を依頼したとしているところ、申立人は、免除申請手続を依頼した時期及び免除承認通知書の受領について記憶は無いとしている上、A 市における集金人（国民年金推進員）による保険料徴収制度は 54 年 3 月で終了しているため、申立人の主張と相違しており、申立人の申立期間に係る免除申請手続等に関する記憶は曖昧である。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳及び A 市の国民年金情報検索システムを見ると、いずれも申立期間は未納とされており、申立人の納付記録に齟齬は無く、夫の納付記録も申立人と同様に申立期間は未納とされている上、申立人夫婦共に同台帳の昭和 55 年度の備考欄に「納付書送付」のゴム印が押されていることから、申立期間のうち昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの未納期間について過年度納付書が送付されていたことがうかがわれ、当該期間について申請免除されていなかったものとみられる。

その上、申立人は、昭和 56 年 1 月の保険料から申請免除となるように夫が申立人の分と一緒に免除申請を行い、一度免除申請が認められたら次年度は免除申請手続を行わなくてもよいとのハガキが来たとしているところ、申立期間当時、申立人が主張するとおり、A 市では、一度免除申請し、申請免除が承認された者は、3 年間を限度として年度を超える保険料の免除申請を認める取扱いはされていたものの、前述のとおり、申立期間のうち同年 1 月から同年 3 月までの期間は申請免除とされていなかったものとみられること、及び申立人の国民年金被保険者台帳及び同市の国民年金情報検索システムのいずれも同年 10 月から 57 年 3 月まで申請免除とされていることから、56 年 4 月から翌年 3 月までの 1 年間を申請免除期間として承認する取扱いがされていたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたこと、及び申立期間②の保険料を免除されていたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたこと、及び申立期間②の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることができない。また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年11月までの期間及び8年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月から7年11月まで
② 平成8年1月から同年3月まで

20歳になった時に母親が私の国民年金加入手続を行った。当時、私は、大学生で収入が無かったので、大学卒業まで母親が毎年保険料の免除申請手続を行っていたが、平成8年度だけが免除とされているのは納得できない。申立期間の保険料を免除されていたことを示す資料は無いが、申立期間について、免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料免除申請手続に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続、免除申請手続時期及び申請免除承認通知の受領の有無に関する記憶は無く、加入手続及び免除申請手続状況の詳細は不明である。

また、申立人は、20歳到達時に母親が申立人の加入手続を行い、併せて免除申請を行ったとしているが、A市が保管する国民年金履歴・納付記録システムを見ると、平成7年2月8日届出日と記録されていることから、この日に申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、申立人の20歳到達月である6年*月の時点では免除申請を行うことができなかつたものとみられる上、保険料の免除は、免除の申請のあった月の前月からとされていることから、この加入手続を行った日に免除申請した場合、申請免除が承認されるのは7年1月からとなり、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、母親が平成6年度から8年度まで毎年度免除申請を行ったとしているが、オンライン記録及びA市の国民年金履歴・納付記録システム

共に同年度のみ申請免除とされている上、申立期間が申請免除とされていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、平成7年12月の保険料が10年1月29日に過年度納付されていることが確認でき、このことについて、申立人は、大学卒業後、支払の要請通知書が届いたため、同通知書により保険料を納付していたとしているが、免除申請が承認されていれば、社会保険事務所（当時）において過年度納付書が発行・送付されることはないことから、平成7年度において免除申請が承認されていたとは考え難い。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月

私は、最初の職場で、退職する社員の会社内での手続を担当していた。退職後、国民年金に加入する必要がある人には、保険料を納付するように話をしていた。自分の時に忘れることは無いと思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続を行い、納付書により保険料を納付していたはずであるとしている。しかし、オンライン記録では、申立人の国民年金の資格は、平成13年4月の第3号被保険者の資格取得が最初であり、申立期間について資格（第1号被保険者）を取得した記載は無い。

また、申立人が居住するA市の国民年金オンラインシステム記録には、申立人の新規資格取得届が平成13年5月に受け付けられ、当該資格取得手続により、同年4月に第3号被保険者の資格を取得したことが記載されている。オンライン記録でも、申立人の同年4月の第3号被保険者の資格取得記録の処理が同年6月に行われたことが記載されており、両記録間に不整合な点は見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は、平成13年5月に行われた第3号被保険者の資格取得（第2号被保険者から第3号被保険者への種別変更）手続が最初で、申立期間当時には加入手続が行われておらず、未加入者に対して、A市が納付書を発行することは無いことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、自らの退職後の国民年金加入手続についての明確な記憶を有していない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から51年3月まで

私が20歳の学生の時に、A市B区役所から任意加入の通知と納付書が送付されてきたので、国民年金に任意加入したと思っていた。加入後の保険料は、同区役所から送付された納付書により毎月銀行で納付していた。婚姻(昭和52年11月)後にもらった年金手帳には、当初任意で加入したことが記載されておらず、申立期間について保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の学生の時に、A市B区役所から任意加入の通知と納付書が送付されてきたことから、同納付書により国民年金保険料を毎月銀行で納付していたとしているところ、申立人は、自身で同区役所に加入手続に行った覚えは無く、加入手続後に交付される国民年金手帳も受領した記憶は無いとしている。同市では、加入手続を行っていない者に対して加入通知及び納付書を送付することは無いとしているほか、保険料納付については、昭和49年から納付書方式を一部導入したものの、申立期間当時は、集金人(国民年金推進員)による保険料徴収方式(37年11月から54年3月まで実施。)が原則であり、保険料の納付周期は3か月ごとであったとしていることから、毎月、納付書により銀行で納付していたとする申立人の主張と相違する。

また、オンライン記録、国民年金手帳払出控及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年7月ごろにA市B区で払い出されており、これ以前に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、その際に、資格取得日をさかのぼって、49年4月1日とする事務処理

が行われたものとみられる。このことは、同市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。この申立人の国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立人は、申立期間当時、国民年金には未加入であったものとみられる上、申立期間のうち、48年8月から49年3月までの期間は、申立人は学生であったとしていることから、この期間は任意加入の対象者となり、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格を取得することはできない。このため、申立人は、申立人が学生であったとする期間を含む申立期間の保険料を毎月、銀行では納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 12 日から 49 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 7 月 12 日に A 社に正社員として入社し、51 年 1 月 31 日に退職するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日は 49 年 9 月 1 日となっている。入社した時から厚生年金保険料が給与から天引きされていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社において厚生年金保険被保険者記録の認められる複数の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、昭和 48 年 9 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、46 年 7 月 12 日から 48 年 9 月 13 日までの期間において、同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、商業登記簿によれば、A 社は、昭和 59 年 12 月 * 日に解散しており、当時の事業主は、「当時の人事及び社会保険関係の書類は破棄されているので、一切不明である。」と回答している。

さらに、A 社の当時の経理担当役員は、「厚生年金保険の適用事業所となった昭和 48 年 9 月当時、社員は 24 人ぐらいだったと思うが、一斉に厚生年金保険に加入させると会社の費用負担が大きくなるので、事務や技能作業に従事する社員などを優先して加入させ、営業に従事する社員は、少し遅らせ、順次、加入させることとした。」と証言しているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している社員は 6 人しか確認できない上、申立人が、自分より先に入社し、一緒に営業の業務に従事していたと述べる申

立人の兄（当時、営業担当の役員）の厚生年金保険被保険者の資格取得日が申立人より遅い50年6月1日であることが確認でき、当時、同社では、当該経理担当役員の証言と合致した取扱いが行われていた状況がうかがえる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は、既に死亡しているため、周辺事情を調査できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年から 59 年まで

私は、A社に運転手として昭和 56 年から 59 年まで勤務していたので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所(当時)には、A社が申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる記録が無く、同社の所在地を管轄する法務局にも、同社が法人登記された記録は無い。

また、申立人は、当時の事業主及び同僚の名前を挙げていないことから、申立内容を裏付ける証言等を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間の直前に勤務したB社に係る雇用保険の記録は確認できるものの、A社に係る雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3630 (事案 456 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から同年11月1日まで
申立期間について、平成20年10月23日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

正しい社会保障を求めたにもかかわらず、雇用者か担当者の間違いで喪失した被害を国民が受けなければならないのか。もっと早い時点で加入記録を公示しておれば、ほかの処分の仕方もあったと思う。

前回の判断に納得できないので、新たに提出する資料等はないが、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、給与明細書等の厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料がないこと、また、A社によれば、賃金台帳、厚生年金保険の関係資料は廃棄しており、申立人の在籍記録及び厚生年金保険の加入状況については確認できないこと、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然な点は認められないことなどから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「正しい社会保障を求めたにもかかわらず、当時の雇用者か担当者の間違いにより、記録が喪失した被害を国民が受けなければならないのか。もっと早い時点で加入記録を公示していれば、ほかの処分の仕方もあったと思う。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、当該再申立てについて、申立人から新たに提示された関連資料及び

周辺事情は無く、上記の主張のみでは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 33 年 2 月まで

私は、高校卒業後、A社B支店で会計係として勤務した。多額の現金を扱っており、責任も重く緊張の連続だったが、やりがいのある仕事だった。厚生年金保険の記録が全く無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、期間は明らかではないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、当時の資料等は保管していないとの回答であり、申立人に係る当時の勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、申立人と同じ高校を卒業して、A社B支店に入社したとする同僚は、「私は、昭和30年4月に、申立人と一緒にA社B支店に入ったが、その際は、面接だけで筆記試験は無かったと思う。その後本社に異動した際に、筆記試験を受けた記憶があるので、それから正社員になったのかもしれない。」と証言しているところ、当該同僚は、同社同支店における厚生年金保険被保険者記録は認められず、33年2月1日に同社本社で資格取得していることが確認できる上、申立人自身も、「A社B支店に入る際に、面接を受けたことは覚えている。筆記試験は無かったと思うが、はっきりとは記憶していない。」と述べている。

さらに、申立人が名前を挙げる同僚は、上記の同僚を除き、既に死亡し、又は連絡が取れない等のため、周辺事情を調査できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人が、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 3 日

私は、平成 2 年 4 月から現在まで A 社に勤務しているが、厚生年金保険被保険者記録について、ねんきん定期便で確認したところ、申立期間の標準賞与額が、ほかの期間の賞与記録と比較して低いことが分かったので、適正な標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳及び B 厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届により、申立期間に係る賞与支給額と標準賞与額は一致している上、当該額は、オンライン記録の標準賞与額と一致していることが確認できる。

また、A 社は、「平成 15 年上期の賞与支給についてのみ、同年 3 月及び同年 7 月の 2 回に分けて支給したが、同年 12 月以後の賞与については分割して支給したことはない。」と回答しているところ、申立期間の標準賞与額については、当該期間後の被保険者記録と比較して低額となっていることが確認できる上、申立人が名前を挙げた複数の同僚の当該期間に係る標準賞与額についても、申立人と同様な取扱いとなっており、申立人の申立期間に係る標準賞与額のみが不自然となっている状況はうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月ごろから44年9月ごろまで
② 昭和46年3月ごろから同年10月ごろまで

申立期間①については、A社に勤務してスーパーマーケットの建築に従事した。申立期間②については、短期間ではあるがB社に勤務していた。正確な期間は覚えていないが、勤務したことに間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたと主張するA社は、オンライン記録及び適用事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、A社は、申立期間に係る当時の職業別電話帳にも掲載が無く、申立人が申立期間当時に同社が建築していたと主張しているスーパーマーケットは、昭和43年ごろにC市で店舗を建てているが、47年には当該店舗を閉めており、当時の店舗建築に係る建設業者名等も分からないと回答していることから、A社の所在について確認できない。

さらに、申立人は、当時のA社の事業主、上司及び同僚について、いずれも名前等を覚えていないとしており、申立人の勤務実態について確認できない。

申立期間②について、B社において申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚12人に照会したが、このうち回答が得られた者は、いずれも申立人の記憶が無いとしている。

また、B社は、当時の厚生年金保険料の控除について確認できる資料等は保管しておらず、当時の同社の従業員名簿には、申立人の名前は見当たらないと回答しており、申立人の勤務実態について確認できない。

さらに、申立人は、B社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したかどうかの記憶が曖昧であり、当時の上司、同僚等の名前及び所在についても記憶が無いとしている。

加えて、申立期間におけるB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月 3 日から 30 年 7 月 20 日まで

私は、A社に継続して勤務していたが、年金記録に長期間の空白がある。景気悪化のため1か月ほど自宅待機していたときはあったが、こんなにも長く空白期間があるのはおかしい。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚が、申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同様に、A社の厚生年金保険被保険者記録に空白期間のある同僚が複数確認できる。

また、被保険者記録に空白期間のある同僚のうち、一人は、「私は1度退職した後、またA社に戻ってきたので、途中で切れた年金記録は不自然ではない。」と証言している。

さらに、申立人は、「入社から半年ぐらい後、自宅待機していたことがある。」としており、A社では、自宅待機させる者をいったん資格喪失させた可能性がうかがわれるとともに、昭和30年7月1日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「私は中学校を卒業してすぐ同社に入社したので、4月ごろには勤務していたが、厚生年金保険には7月に加入しているので、それまで保険料は控除されていなかったと思う。」と証言しており、同社では、自宅待機から復帰させた者についても、当該同僚のような新規採用者と同様に、復帰と同時に資格取得させなかった可能性がうかがわれる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和28年10月3

日にいったん資格喪失し、30年7月20日に再度資格取得しており、当該記録は、オンライン記録とも一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
A社B支店における厚生年金保険の資格取得日は昭和 19 年 10 月 1 日となっているが、戦時繰上げ卒業後、17 年 1 月から勤務していたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の同僚に照会したところ、複数の同僚から、申立人と同様に同社C支店に勤務していたとの回答があったが、申立人の申立期間に係る勤務実態等をうかがわせる証言は得られなかった。

また、当該複数の同僚は、いずれも申立人と同じ昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人の被保険者資格の取得日が昭和 19 年 6 月 1 日と記録され、備考欄に「○改」の表示が記されており、当該表示は、旧厚生年金保険法が同年月日に施行され、被保険者の範囲が拡大されたことにより新たに被保険者となったことを示すものであることから、申立人は、申立期間のうち、同日以前の期間において労働者年金保険法の適用対象者ではなかったものと考えられる。

加えて、旧厚生年金保険法は、昭和 19 年 10 月 1 日に施行され、同日から厚生年金保険料の徴収が開始されており、申立期間のうち、同年 6 月 1 日以降の期間については、同法の適用準備期間であったことから、当該期間において保険料を控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 4 月 1 日から正社員として勤務していたと記憶している。資料は何も残っていないが、給料は 4 月と 10 月では変化が無かったように思う。入社と同時に、厚生年金基金と健康保険にも加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の関係者から提出された「昭和 47 年度 年末調整控」に記載された申立人に係る同年度の給与の総支給額及び厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書に記載された給与支給額、並びに給与額に係る申立人の証言から判断すると、申立人は、同社において昭和 47 年 4 月から給与を支給され、申立期間に同社に勤務していたことが推認される。

しかし、当該「昭和 47 年度 年末調整控」に記載された申立人に係る社会保険料の総額と、昭和 47 年 4 月から支給されたと考えられる給与額から推認される保険料額の合計は、大きく異なることから、申立人が同年 4 月から厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

また、A社の関係者から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、同社は、申立人について昭和 47 年 10 月 1 日を資格取得日として社会保険事務所（当時）に届出を行っていたことが確認できる。

さらに、B厚生年金基金から提出された加入員台帳によると、申立人のA社における資格取得日は昭和 47 年 10 月 1 日、入社日も同日であると記載されていることが確認できる。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人の資格取得日は昭和 47 年 10 月 1

日とされており、オンライン記録の資格取得日と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 35 年 7 月 20 日から 36 年 1 月 1 日まで

昭和 35 年 5 月ごろから同年 12 月ごろまでA社に勤務して、4、5か所で作業していたが、申立期間の年金記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、A社において昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 7 月 20 日に資格喪失していることが確認できるところ、申立人は、同年 5 月ごろから同年 12 月末ごろまで勤務したので、被保険者期間が短すぎると主張している。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日はいずれの記録も昭和 35 年 6 月 1 日であるとともに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、同日に資格取得している者と連番で払い出されていることが確認でき、申立人の資格取得に係る社会保険事務所(当時)の記録に不自然な点は見られない。

また、申立人は同僚の名前を記憶していないため、申立期間当時、A社に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人を記憶していると回答する者はおらず、申立人が申立期間①及び②に同社に勤務していたことを裏付ける証言は得られない。

さらに、A社は、休業の後、別の事業主が同社を継承し現存しているものの、申立期間当時の資料は保管していない上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務実態に関する証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月20日から36年10月8日まで
申立期間において、A社で運転手として勤務していたのに厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、申立人は、期間は定かでないものの、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間について、申立てどおりの届出及び保険料の納付については不明であるが、当時の厚生年金保険被保険者整理名簿に申立人の名前が見当たらないので、正社員ではなかったものと思われる。」と回答している上、同社の事務担当者は、「申立期間当時、厚生年金保険は正社員のみ加入させていたものと思う。」と証言している。

また、申立人が、同じ職場で勤務していたと証言している同僚についても、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、複数の同僚は、「運転手は、日雇勤務者(日給者)のため、正社員として扱われていなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月から31年4月まで

昭和28年から31年に結婚退職するまで、事務員として勤務していた。当時の写真を持っているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した複数の写真、及び申立人が主張するビルにA社B支店が存在していた資料を同社が保存していることから判断して、時期は特定できないものの、申立人が、同社同支店において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の関連資料は保存しておらず、当時の事務担当者の証言も得られないため、同社における申立人の勤務実態、厚生年金保険料控除の有無、及び同社が申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に関する届出を申立てどおりに行ったか否かを確認することができない。

また、申立人が名前を記憶している同僚二人については、連絡先不明等のため証言を得ることができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 38 年 5 月 4 日まで

昭和 34 年 11 月 20 日に面接を受け合格し、その日に勤務地である A 社所在地に来た。39 年 11 月 9 日付けの 3 年以上の勤続表彰を受けていることから、現在の資格取得日より前から勤務しているのは明らかであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された従業員名簿により、申立人が昭和 34 年 11 月 21 日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げている A 社の同僚 27 人のうち 19 人は同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、申立人及び同僚は、「申立期間当時の従業員数は、40 人から 50 人ぐらいだった。」としているところ、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年 9 月 1 日の資格取得者は 14 人であることが確認できる上、同社の従業員名簿により入社日が確認できる 7 人中 6 人は新規適用日以前から同社に勤務していたにもかかわらず、資格取得日は新規適用日の 1 年以上後であることが確認できることから、申立期間当時、同社は従業員全員を厚生年金保険の被保険者とする手続を励行していなかったものと認められる。

さらに、A 社の当時の労務担当者は、「申立人と同様の職務に従事する従業員は、傾向として、厚生年金保険の被保険者資格を取得する例は少なく、特に本人から申出があった時や病気になった時でなければ資格を取得することはなかった。」と証言している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票において、

申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月ごろから 42 年 11 月 1 日まで
② 昭和 43 年 12 月ごろから 46 年 9 月ごろまで

申立期間①について、私は、昭和38年11月ごろから43年11月30日までA社に勤務していた。しかし、厚生年金保険被保険者記録が、42年11月1日から43年12月1日までしかないので、調査して被保険者記録を訂正してほしい。

申立期間②について、私は、昭和43年12月ごろから46年9月ごろまでB社C支店に勤務していた。しかし、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社の下請会社であったD社で勤務していた。」としているところ、同社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立人も、「D社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことは知っている。」としている。

また、申立人は、「D社は、しばらくしてからA社に吸収された。」としているところ、申立人が申立期間①に当該事業所で勤務していたと記憶している複数の同僚は、いずれも申立人と同様に、昭和42年11月1日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるものの、D社に勤務していたとされる期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、いずれの記録も昭和42年11月1日であることが確認できる。

加えて、A社の新規適用日である昭和40年8月1日から43年3月21日までの期間について、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、

申立人の名前は無く、健康保険番号に欠番は無い上、同社は既に解散しており、申立期間当時の事業主も既に他界しているため、申立人の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人から提出された昭和45年3月26日発行の辞令書、及び同年5月24日発行の皆勤賞の表彰状から判断して、正確な期間は不明であるが、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、現在の同社の経理担当者は、「当社は当該期間当時のもとより、現在も厚生年金保険の適用事業所ではない。」と回答している。

また、申立人が同時期に勤務していたと記憶している役員についても、経理担当者の証言により、当該期間にB社に勤務していたことが推認できるものの、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、B社は、当時の資料は廃棄済みとしており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について証言等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3642

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から37年3月まで
② 昭和37年4月から同年10月まで
③ 昭和38年3月から同年7月まで

私は、A社に2回入退社したが、2回目に勤務（昭和37年11月1日から38年2月28日まで）した際の厚生年金保険被保険者記録はあるのに、1回目に勤務した申立期間①の被保険者記録が無い。また、A社の後に勤務したB社C支店及びD社の被保険者記録も無い。保険料控除を証明できる資料は無いが、A社、B社C支店及びD社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶している複数の同僚は、申立人が当該期間当時にA社に勤務していたと証言している。

また、A社が保管している人事記録により、申立人は、昭和36年11月16日から37年2月6日までの期間及び同年6月11日から38年2月28日までの期間において同社に2回勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「当該期間当時の資格取得届を保管しているが、その中に申立人の記録は無いので、申立人の被保険者記録が無い期間については、厚生年金保険の資格取得手続は行っていないと思われる。また、資格取得手続を行わなかった理由は不明であるが、手続を行っていない以上、保険料も控除していないと思われる。」と回答しており、当時の同社では、入社と同時にすべての従業員を対象に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

申立期間②について、A社が保管している人事記録により、申立人は、当該

期間のうち、昭和37年6月11日以降の期間において、申立てに係るB社ではなく、A社に勤務していたものと認められるところ、オンライン記録によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、人事記録上の入社日とされる同年6月11日から約5か月後の同年11月1日とされている。

しかし、A社は、上述のとおり、申立人の被保険者記録が無い期間は資格取得の手続を行っておらず、保険料も控除していなかった旨回答している。

また、B社は、当該期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関連資料は残っていないと回答している上、同社の事務担当者は、「当該期間当時、入社から半年から1年ぐらいの間は、試用期間として厚生年金保険の資格取得手続は行っていなかったようだ。」と証言しており、申立人のA社における勤務実態を勘案すると、申立人は、試用期間のうちにB社を退職した可能性がうかがえる。

さらに、申立人が勤務したとするB社C支店は、昭和37年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であった記録は確認できず、同社同支店の同僚に係る申立人の記憶は1人の姓のみであり、当該同僚を特定することができない。

このほか、申立期間②のうち、昭和37年6月11日より前の期間に係る申立人の勤務実態をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人が記憶している複数の同僚は、申立人が当該期間当時にD社に勤務していたと証言しているとともに、同社が保管している年末調整計算用資料に、申立人の氏名が確認できることから、時期は明らかでないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該年末調整計算用資料で確認できる社会保険料控除額は、雇用保険料控除額にほぼ一致することから、申立人は、給与から雇用保険料は控除されていたものの、厚生年金保険料は控除されていなかったものと考えられる。

また、D社は、「申立人に係る厚生年金保険の届出や、当時の社会保険の資格取得の取扱いについては、分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3643

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月19日から27年4月1日まで

私は、昭和22年2月16日から27年3月31日まで、部署の異動はあったが、継続してA社B支店で勤務していた。厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、24年8月19日から27年4月1日まで厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和24年8月19日と記録されているところ、同社から提出された入職名簿により、申立人は、同社を同年8月19日に退職したことが確認できる。

また、A社B支店は、申立期間において申立人が勤務していたことを確認できる関連資料等はないと回答している。

さらに、申立期間においてA社B支店の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間に係る勤務実態を裏付ける証言を得ることはできない。

加えて、申立人が上司として挙げた二人は、名字の記憶も定かでないことから、同人を特定することができず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人も保険料控除の有無については記憶していないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3644

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月1日から29年8月まで

A社に昭和24年8月22日に入社し、29年8月まで勤務した。社員証と健康保険証(昭和26年2月1日資格取得)を持っている。正社員として勤務していたと思うので、厚生年金保険にも加入していたはずである。調査して被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻がA社の社員証とB健康保険組合員証を所持しており、同社の事業主も申立人が勤務していたことを認めていることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届によると、申立人は、健康保険組合の被保険者資格を昭和26年2月1日に取得し、29年7月1日に喪失していることが認められるものの、厚生年金保険の記号番号は記載されていないことから、申立人は、同社における厚生年金保険の被保険者資格については取得していないことが確認できる。

また、同僚の中には、申立人と同様に、当該取得届において健康保険組合の被保険者資格を取得しているものの、厚生年金保険の記号番号の記載が無く、同社における厚生年金被保険者記録が無い者も確認できる。

さらに、A社の総務担当者は、「当時は社員として、正社員、準社員、雇員、傭員、見習等の雇用形態があった。厚生年金保険被保険者資格の取得については、雇用形態により異なっていたようだが、詳細は不明である。」と証言しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月21日から37年9月30日まで

私は、申立期間について、A社B支店での勤務期間に係る脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金をもらった覚えは無い。このため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和37年12月28日に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3646

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月10日から44年3月21日まで
平成21年11月16日に社会保険事務所(当時)で年金記録を照会したところ、申立期間に勤務したA社での期間115か月について、7年8月25日に脱退手当金が支給されたことになっているとの回答をもらった。しかし、私はそんなお金を受け取った覚えは無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立人が60歳に到達した約3か月後の平成7年8月25日に支給決定されているとともに、脱退手当金支給当時の申立人の厚生年金保険被保険者期間は115か月であり、国民年金の資格を取得していない上、合算対象期間も見当たらないことから、老齢基礎年金の受給資格を満たしていなかったことが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書に関する受付簿には、平成7年6月27日にB社会保険事務所(当時)で受け付け、C社会保険事務所へ回送した旨の記述が確認できる。

さらに、支給された脱退手当金は、申立期間をその計算の基礎としており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3647

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月30日から33年3月31日まで
② 昭和33年12月21日から34年4月20日まで
③ 昭和34年4月20日から35年2月20日まで

私は、脱退手当金について、手続をしたことも、受け取った覚えも無いため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和35年7月28日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和49年7月まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。